

## 令和4年6月期 期末・勤勉手当における 共済掛金等の算定方法について

### 令和4年6月期の期末・勤勉手当における共済掛金・保険料の算定方法について、お知らせします。

期末・勤勉手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」※1が算定基礎となります。「標準期末手当等の額」に下記の保険料・掛金率を乗じて掛金額を計算します。

(「標準期末手当等の額」の決定においては、毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額・等級」を用いません。)

※1 「標準期末手当等の額」は、期末・勤勉手当支給額から、千円未満の端数を切り捨てた額です。

#### 【保険料・掛金率】

単位:千分率(%)

#### 【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

| 区分            |         | 令和4年6月期<br>期末・勤勉手当の掛金率 |
|---------------|---------|------------------------|
| 長期<br>給付      | 厚生年金保険料 | 91.50                  |
|               | 退職等年金掛金 | 7.50                   |
| 短期<br>給付      | 短期掛金 ※2 | 34.86                  |
|               | 介護掛金 ※3 | 8.90                   |
| 掛金率 計 (40歳未満) |         | 133.86                 |
| 掛金率 計 (40歳以上) |         | 142.76                 |

|      |              |
|------|--------------|
| 長期給付 | 1支給期につき150万円 |
| 短期給付 | 年度累計で573万円   |

※2 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。

※3 介護掛金は40歳以上の組合員の方に納めていただきます(40歳に達した月(1日生まれの人は前月)の分から)。

### 計 算 例

期末・勤勉手当の額935,156円の場合

→標準期末手当等の額935,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 厚生年金保険料 85,552円(935,000円×91.50/1000)
- ② 退職等年金掛金 7,012円(935,000円×7.50/1000)
- ③ 短期掛金 32,594円(935,000円×34.86/1000)
- ④ 介護掛金 8,321円(935,000円×8.90/1000)  
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

標準期末手当等の額  
×  
保険料・掛金率  
(端数切捨て)